

「秋のレビュー」の27年度予算への反映等
(詳細版)

平成27年1月
財務省主計局

秋のレビューの27年度予算への反映等

(単位:億円)

テーマ	予算面での主な指摘事項	27年度予算への反映等	事業名	府省庁	会計	26年度 当初予算額	27年度 概算要求額 (1)	27年度 当初予算額 (2)	(2)-(1) ③	秋のレビューに 基づく削減額 (試算)	(参考) 26年度 補正予算額
地方の創生・ 活性化に関連 する事業	<p><計画に基づく交付金></p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域再生計画については、計画の最終年度まで中間目標が置かれず検証されない計画が多数あることから、中間目標を置いて、進捗状況を検証できる仕組みとするとともに、無駄な事業が盛り込まれていないか検証すべき。 ●総合特別区域計画については、計画開始1年後に中間目標を設定する仕組みとなっているが、計画策定段階から中間目標を設定することが、より合理的。 ●現状では、事業開始後2～3年が経過しても、全額又は大部分が調整費で執行されている事業が多数あるなど、本来の補完的な役割を逸脱した使われ方となっている。このため、調整費の執行を初年度に限る等、より明確、具体的な制限を加え、運用改善を図るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ●27年度から中間目標設定及び中間評価を実施。また、国は必要に応じて計画の見直し等を含む助言を行い、進捗状況を検証できる仕組みを創設。 ●無駄な事業が行われているのではないかと、との批判を招くことがないよう、新規分については、他省庁の補助事業との重複等を排除するとともに、実施中の交付金事業についても、改めて他省庁の補助事業との重複等を再調査し、無駄な事業を排除。 	地域再生の推進のための施設整備に必要な経費	内閣府	一般会計	451	502	431	▲71	▲71	-
		<ul style="list-style-type: none"> ●総合特区は、直近で平成25年9月に4次指定を行ったところ、総合特別区域基本方針において「当面、以降の指定は見合わせるもの」としている。現在、全ての特区において中間目標は設定済みであるが、仮に今後、総合特別区域基本方針を改正し、新規の指定を行うこととした場合には、計画作成段階で中間目標を設定し、計画認定時に示すこととする。 ●調整費による財政支援措置について、初年度に限る等具体的な制限を加え、運用基準を明確化することにより、運用改善を行う。こうした運用改善も踏まえ、平成27年度概算要求額に対して45億円を削減。 	総合特区の推進調整に必要な経費	内閣府	一般会計	95	95	50	▲45	▲45	-

テーマ	予算面での主な指摘事項	27年度予算への反映等	事業名	府省庁	会計	26年度 当初予算額	27年度 概算要求額 (1)	27年度 当初予算額 (2)	(2)-(1) ③	秋のレビューに 基づく削減額 (試算)	(参考) 26年度 補正予算額
地方の創生・ 活性化に関連 する事業	<地域の活性化のための補助金等> ●成果目標の設定が適切でないと思われる。事業効果が測定できるような定量的成果目標を設定するとともに、成果実績を厳格に検証すべき。 ●これらの補助金等の間には、同一の事業を補助対象とするなど、重なる部分が認められるが、政策効果を最大限に発揮する観点から、その重なり合いの排除を進めるべき。また、将来的に補助金自体の統合をできる限り図るべく検討を進めるとともに、自治体が最適な事業を選択できるよう、窓口の一元化を図るべき。	<ul style="list-style-type: none"> ●成果指標として、「活動参加者の農山漁村への定着率」等を追加するとともに、本指標の達成度合いを定期的に検証。 ●農林水産業やそれを担う地域の振興を主目的とする取組に重点化し、重複を排除。 ●山村振興交付金は都市農村共生・対流総合対策交付金の下に整理・統合。 ●27年度からワンストップ相談窓口を設置するとともに、集落課題に関する関係省庁連絡会における連携体制を強化。 	都市農村共生・対流総合対策交付金及び山村振興交付金	農水省	一般会計	21	41	28	▲14	▲14	-
		<ul style="list-style-type: none"> ●成果指標を「過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合」に見直すとともに、事業効果が測定できるサブ指標を設定するとともに、成果実績を厳格に検証。 ●対象事業を、農水省・国交省の交付金等を活用しない事業に限定することで重複を排除する。また、自治体が最適な事業を選択できるよう、平成27年度からワンストップ相談窓口(窓口の一元化)を設置するとともに、集落課題に関する関係省庁連絡会における情報共有等の連携体制を強化。 	過疎地域振興対策等に要する経費	総務省	一般会計	10	14	7	▲7	▲7	-
		<ul style="list-style-type: none"> ●適切な成果目標として設定するとともに、実績が計画に見合ったものとなっているかを厳格に検証。 ●補助対象の重複を排除することし予算に反映。 ●27年度からワンストップ相談窓口を設置するとともに、集落課題に関する関係省庁連絡会における連携体制を強化。 	集落活性化推進経費(集落活性化推進事業費補助金)	国交省	一般会計	3.1	4.5	2.7	▲1.8	▲1.8	-

テーマ	予算面での主な指摘事項	27年度予算への反映等	事業名	府省庁	会計	26年度 当初予算額	27年度 概算要求額 (①)	27年度 当初予算額 (②)	(②-①) ③	秋のレビューに 基づく削減額 (試算)	(参考) 26年度 補正予算額
女性活躍・子育て支援に関連する事業	<p><待機児童解消加速化プラン></p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育所のハード整備は重要であり、地域のニーズや実情を踏まえつつ推進すべき。 ●利用者のニーズに沿った保育サービスの提供につなげるべき。 ●地方公共団体レベルで認可保育所の運営などに関する外部評価の実施状況の公表を推進し、評価の普及・促進を図り、保育の質の向上につなげていくべき。 ●新たな企業負担の在り方について検討し、これにより更に待機児童対策を含めた子育て支援を推進すべき。 	<p>●保育所のハード整備は重要であり、地域のニーズや実情を踏まえつつ推進すべき、との指摘を踏まえ、待機児童の解消に取り組んでいる自治体を支援するため、約7万人分の保育所等の整備を実施。</p>	保育緊急確保事業費補助金に必要な経費	内閣府	一般会計	1,043	1,043	-	N/A	N/A	-
		<p>(26年度補正予算計上理由) 上記と同様、待機児童の解消に取り組んでいる自治体を支援するため、約1万人分の保育所等の整備を実施。</p>	子育て支援対策臨時特例交付金	厚労省	一般会計	1,301	1,261	-	N/A	N/A	120
		<p>●平成27年度4月から施行する子ども・子育て支援新制度で実施される地域子ども・子育て支援事業において利用者のニーズにあった保育サービスの提供につなげる利用者支援事業の予算を措置。 (26年度291か所 → 27年度1,357か所)</p> <p>●平成27年度4月から施行する子ども・子育て支援新制度において、地方公共団体レベルで認可保育所の運営などに関する外部評価の実施状況の公表を推進し、評価の普及・促進を図り、保育の質の向上につなげていくこととしている。また、認可保育所の運営等に関する外部評価の実施に必要な費用について、施設型給付の加算として予算措置。</p> <p>●子ども・子育て支援新制度における事業主負担については、制度立案時の議論を経て、拠出金の充当先及び上限(0.15%)が法定されたところ。今後の事業主負担の在り方については、こうした経緯と、企業も含めて社会全体で子育てを支援するという観点からの指摘の双方を踏まえ、引き続き検討。</p>	保育所運営費	厚労省	一般会計	4,581	4,581	-	N/A	N/A	-
		<p>事業所内保育施設設置・運営等支援助成金</p>	厚労省	労働保険特別会計 雇用勘定	52	51	51	-	-	-	
		<p>子ども・子育て支援新制度施行に伴い、子どものための教育・保育給付(6,090億円)及び年金特別会計子ども・子育て支援勘定における地域子ども・子育て支援事業の交付金(1,085億円)等の内数として実施</p>									
		<p>保育対策として新設される交付金・統合補助金(合計840億円)等の内数として実施</p>									
		<p>子ども・子育て支援新制度施行に伴い、子どものための教育・保育給付(6,090億円)の内数として実施</p>									

テーマ	予算面での主な指摘事項	27年度予算への反映等	事業名	府省庁	会計	26年度 当初予算額	27年度 概算要求額 (①)	27年度 当初予算額 (②)	(②-①) ③	秋のレビューに 基づく削減額 (試算)	(参考) 26年度 補正予算額	
女性活躍・子育て支援に関する事業	<p><放課後子ども総合プラン></p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業主体・手法の一本化も含め、両者(教育部局と社会福祉部局)の融合を更に推進すべき。 ●地方公共団体レベルにおける事業計画と実施状況、その成果としての待機児童の数等を公表し、PDCAサイクルを確立すべき。 ●現場レベルで教育部局と社会福祉部局の連携を強化するための協議会の設置を推進すべきであり、例えば、協議会の設置を補助の条件とするなどのインセンティブ付与などを検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ●教育委員会と福祉部局が事故が起きた場合等について事前にガイドラインを策定するなど両者で連携している事例や放課後児童クラブと放課後子供教室の事業主体が一本化されている事例などを自治体説明会・ホームページを利用して周知を図り、質の向上を図る。 ●定期的に文部科学省と厚生労働省で、自治体に対して調査を実施し、事業の進捗状況を把握するとともに、一体型の事業を実施した際の効果についても分析を行い、両事業の取組を推進。 ●平成27年度において、一体型の放課後子供教室・放課後児童クラブを整備する場合には学校区毎に協議会の設置を補助条件として盛り込むこととし、新たに学校区ごとの協議会の実施に必要な予算を計上。 	放課後児童クラブ整備費	厚労省	年金特別会計子どものための金銭の給付勘定	25	25	-	N/A	N/A	-	
			放課後児童健全育成事業費等	厚労省	年金特別会計子どものための金銭の給付勘定	303	302	子ども・子育て支援新制度施行に伴い、放課後児童クラブについては、年金特別会計子ども・子育て支援勘定における地域子ども・子育て支援事業の交付金(1,085億円)の内数として実施				
			放課後子ども環境整備等事業費	厚労省	年金特別会計子どものための金銭の給付勘定	4.4	4.4					
			学校・家庭・地域の連携協働推進事業	文科省	一般会計	38	-	-	-	-	-	
			地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業	文科省	一般会計	13	-	-	-	-		
			学校を核とした地域力強化プラン	文科省	一般会計	-	84	67	▲17	-		
			輝く女性農業経営者育成事業	農水省	一般会計	0.8	1.4	1.2	▲0.2	▲0.02	-	
	舞台芸術創造力向上・発信プラン	文科省	一般会計	37 (-)	43 (0.22)	37 (-)	▲6 (▲0.22)	▲0.22	- (-)			
	<p><女性活躍・子育て支援に関する個別事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ●「輝く女性農業経営者育成事業」の「次世代リーダー育成塾」については、受講者にも適切な自己負担を求めるとともに、時限的な取組とすべき。 ●「舞台芸術創造力向上・発信プラン」における子育て支援については、舞台芸術関係者だけに保育費用を支援することは適切ではなく、やめるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ●指摘を踏まえ、「次世代リーダー育成塾」について、受講者から受講費を徴収、事業実施期間を3カ年(平成26年度～28年度)とすることとした。 ●指摘を踏まえ、「舞台芸術創造力向上・発信プラン」における子育て支援に係る経費(22百万円)は平成27年度予算案には計上しない。 										

テーマ	予算面での主な指摘事項	27年度予算への反映等	事業名	府省庁	会計	26年度 当初予算額	27年度 概算要求額 (①)	27年度 当初予算額 (②)	(②-①) ③	秋のレビューに 基づく削減額 (試算)	(参考) 26年度 補正予算額
時代に即した 国勢調査の実 施手法の在り 方	<ul style="list-style-type: none"> ●ID配布時に世帯から要望があった場合には紙の調査票を配布する、IDや紙の調査票の配布方法について全国一律の方法ではなく地域の実情を勘案して選択できるようにするなどの見直しを行うべき。また、オンライン回答率を上げるためのインセンティブ付与の在り方について検討すべき。 ●世帯への調査票の配布については、調査員による手渡しを単に継続するのではなく、次回の制度設計に向けて、費用対効果を見極めながら、マイナンバーの利用範囲の拡大状況も踏まえつつ、IDや調査票の配布の原則郵送化を進めるなど、時代の要請に即した手法を検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ●調査員等について、地域の実情を勘案し、IDと紙の調査票の同時配布をすることを含め、工数縮減を行うなどにより、業務全体を合理化(4.9億円)する一方、調査員等の賃金単価について所要の改定を実施。インセティブの付与については今回の回答状況を踏まえ、外国の実例も勘案しつつ、次回調査への導入について検討を進める。 ●マイナンバー利用範囲の拡大状況等を踏まえつつ、有識者、地方公共団体との意見交換、実地における検証を行い、次回以降の調査の制度設計について検討を進める。 	統計調査の実施等 事業(周期調査)	総務省	一般会計	23	672	670	▲1.4	▲4.9	-
国際機関への 拠出金等に関 するPDCAサ イクルの在り 方	<p>【国際機関全般に対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●拠出を行っている国際機関全般に対して、多面的・定量的な評価を行うとともに、その評価結果を活用すべき。 <p>【PDCAサイクルや情報公開の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●我が国が個別のプロジェクトにイヤマークした任意拠出金については、プロジェクトごとの成果及びこれに対する評価の公表を通じPDCAサイクルを強化すべき。 ●行政事業レビューシートやホームページにおいて、他国の拠出状況や国際機関の活動状況、イヤマークされたプロジェクトの具体的な実施内容等について、積極的に公開すべき。 	<p>【国際機関全般に対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国際機関全般に対する、本格的な多面的・定量的評価に関しては、次期予算要求に活用できるように、外務省において、欧米等の主要ドナーのやり方なども参考にしつつ検討中。 ●なお、27年度予算においても、レビューの指摘を受け、現時点で考え得る多面的な評価基準(現政権の重要外交課題を遂行していく上で有用か、組織・財政マネジメントは適切か、等)に照らして国際機関を改めて評価し、予算に反映。 <p>【PDCAサイクルや情報公開の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●イヤマークした任意拠出金については、プロジェクトの内容や成果目標等を公表し、実施後には成果目標の達成状況进行评估する。 ●また、今後は、レビューシートにおいて、他国の拠出状況やプロジェクトの内容等の情報を公開する。 <p>(26年度補正予算計上理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●UNDP及びUNHCRに対する拠出金は、エボラ出血熱対策や中東の難民問題といった緊急的な対応が必要である人道問題等に、日本として応分の貢献を果たすために計上。 	国際連合難民高等 弁務官事務所 (UNHCR) 拠出金	外務省	一般会計	41	41	39	▲2	-	125
			人間の安全保障基 金拠出金	外務省	一般会計	8.3	8.5	8.5	▲0.003	-	-
			国際連合開発計画 (UNDP) 拠出金 (パートナーシップ 基金)	外務省	一般会計	1.1	1.1	1.1	-	-	229
			国際連合工業開発 機関(UNIDO)分担 金	外務省	一般会計	7.0	17.7	17.8	+0.1	-	-

テーマ	予算面での主な指摘事項	27年度予算への反映等	事業名	府省庁	会計	26年度 当初予算額	27年度 概算要求額 (①)	27年度 当初予算額 (②)	(②-①) ③	秋のレビューに 基づく削減額 (試算)	(参考) 26年度 補正予算額
東京オリンピック・パラリンピックに向けた選手強化に関する事業の在り方	<p>●東京オリンピック・パラリンピックにおけるメダル獲得数という目標だけでは事業効果を適時に検証できず、例えば、オリンピック以外の国内外の大会の成果など、年度ごとの目標を設定し、定期的に効果を検証すべき。</p> <p>●各競技団体への補助については、一律全額補助とするのではなく、各競技団体の財政事情を考慮した補助とすべき。その際、競技団体ごとに必要とされる強化費用の内訳を精査したうえで補助の金額を決めるべき。また、補助の配分に当たっては、各競技団体におけるコンプライアンス遵守態勢を考慮することにより、コンプライアンス遵守のインセンティブを高める工夫をすべき。</p> <p>●ナショナルトレーニングセンターの拡充整備の必要性や、その場合に必要機能・規模を検討するに当たっては、地方の施設も含めた既存の施設の有効活用の可能性、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける有用性、2020年以降の利用見込みなどを考慮すべき。</p>	<p>●平成27年1月を目的に文科省に「競技力向上タスクフォース」を設置し、その中で、毎年度、競技ごとに具体的な中間目標・KPIを設定した上で事業評価を行い、翌年度の事業改善・配分変更につなげるPDCAサイクルを構築。</p> <p>●一律全額補助は認めない一方、五輪出場権をかけた世界大会への派遣や専任コーチ設置を定額補助することで、脆弱な財政力の団体の負担を軽減（各競技で必要とされる定額補助の内容は上記PDCAサイクルの中で決定）。また、配分基準の評価項目にコンプライアンス体制に関する項目を設定することでインセンティブを付与。</p> <p>●文科省有識者会議の最終報告でも、行政事業レビューを踏まえ同様の提言がなされたところであり、事業開始前にそうした観点から既存施設の活用も含めた様々な選択肢に関する比較・検討を行った上で、具体的な整備内容を決定。</p>	競技力向上事業	文科省	一般会計	49	117 (運営費 交付金の 内数)	74 (運営費 交付金の 内数)	▲43 (運営費 交付金の 内数)	▲43 (運営費 交付金の 内数)	-
			ナショナルトレーニングセンターの拡充整備	文科省	一般会計	-	0.98	0.85	▲0.13	-	-
大学における理工系人材育成の在り方	<p>●産業界のニーズの把握が十分でないほか、従来の理工系大学教育の問題点の検証が十分に行われているとは認められず、より精緻な分析、検証を行うべき。</p> <p>●50大学で本事業を一齐に実施する前に、まずは、基礎的な調査を実施すべき。その際、調査のために大学にプロジェクトを行わせるとしても、ごく少数の大学に絞って実施すべき。</p>	<p>●産業界が求める人材像等のニーズ、現行の教育カリキュラムとの適合性を調査・検証のうえ、改善方策を検討。</p> <p>●50大学による事業は取りやめ。工学系・農学系の大学を1校ずつ選定し、これら2校の大学が、全国250の理工系大学を対象に、上記の基礎的調査等を実施。</p>	理工系プロフェッショナル教育推進委託事業	文科省	一般会計	-	50	1	▲49	▲49	-

テーマ	予算面での主な指摘事項	27年度予算への反映等	事業名	府省庁	会計	26年度 当初予算額	27年度 概算要求額 (①)	27年度 当初予算額 (②)	(②-①) ③	秋のレビューに 基づく削減額 (試算)	(参考) 26年度 補正予算額
介護報酬改定における介護職員の処遇改善と社会福祉法人の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ●介護報酬改定に当たっては、提供するサービス毎の収支差率の状況を踏まえ、介護事業者の収支が適正化するように介護報酬全体を引き下げるとともに、介護職員の処遇改善が適切に図られるよう措置すべき。 ●社会貢献活動は公費支出の本来目的とは言い難く、社会福祉法人制度の見直しに当たっては、公費等を原資とした事業から生じた内部留保については、国庫に返納する、公費等を充てて現に実施している事業にのみ充当する、あるいは介護職員の処遇改善に充当することとすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成27年度の介護サービス料金改定(介護報酬改定)は、介護保険料の上昇の抑制、介護サービスの利用者負担の軽減、介護職員の給料の引上げ、介護事業者の安定的経営の確保、という4つの視点を踏まえ、次のとおりとした。 ○改定率 ▲2.27% ・介護職員処遇改善加算の拡充(月+1.2万円相当) +1.65% ・中重度の要介護者や認知症高齢者に対して良好なサービスを提供する事業所や地域に密着した小規模な事業所に対する加算 +0.56% ・収支状況などを反映した適正化等 ▲4.48% ●社会福祉法人の財務規律のあり方については、現在、社会保障審議会福祉部会において、社会福祉法人が社会福祉事業の実施を主たる目的とする法人であること等を踏まえつつ検討を行っており、今後、同部会とのとりまとめを受け、平成27年通常国会に関連法案の提出を予定。 	介護給付費負担金	厚労省	一般会計	16,636	17,607	17,031	▲576		-
			介護給付費財政調整交付金	厚労省	一般会計	4,622	4,838	4,688	▲150	▲584	-
			介護納付金負担金等	厚労省	一般会計	4,943	5,115	4,591	▲524		-
医薬品に係る国民負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ●現在の「ロードマップ」における後発医薬品シェアの目標を早急かつ大胆に引き上げるべき。 ●後発医薬品の利用促進を図るためのインセンティブとして、例えば後期高齢者医療支援金の加算・減算制度の基準に後発医薬品の使用割合も用いるなど、保険者単位での後発医薬品の使用割合に応じた公費支援の仕組みを導入すべき。 ●生活保護受給者への医療扶助に当たっては、後発医薬品の使用を原則とし、先発医薬品を使用する場合には後発医薬品との差額を自己負担とすることを検討すべき。 ●後発医薬品と先発医薬品との差額を自己負担とするなど保険者制度、組織、主体の如何に関わらず、後発医薬品の使用の原則化を検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ●1月13日に社会保障制度改革推進本部決定された「医療保険制度改革骨子」に沿って、後発医薬品の使用促進に向けた各保険者へのインセンティブ付けの枠組みを導入予定(27通常国会に法案提出予定)。 ●後発医薬品シェアの目標、後発医薬品に対する保険償還のあり方等については、引き続き検討。 ●生活保護については、後発医薬品シェアが一定割合以下の自治体において、後発医薬品の使用促進の取組みを定めた計画の策定を推進。 	医療保険給付費国庫負担金等	厚労省		91,576	94,019	93,680	▲339	-	-
			薬価標準改正経費	厚労省		0.09	0.09	0.08	▲0.01	-	-
			保護費負担金	厚労省		28,823	29,629	28,635	▲994	-	-

テーマ	予算面での主な指摘事項	27年度予算への反映等	事業名	府省庁	会計	26年度 当初予算額	27年度 概算要求額 (1)	27年度 当初予算額 (2)	(2)-(1) ③	秋のレビューに 基づく削減額 (試算)	(参考) 26年度 補正予算額
水産業・漁村 の多面的機能 発揮のために 国が果たすべ き役割	<ul style="list-style-type: none"> ●適切でない成果指標が設定され、また、執行状況が明らかでなく、事業内容の把握や成果の検証もできない状況となっており、事業全体を一度ゼロベースで見直すべき。 ●目標に対し有効とは言い難いメニュー・活動については、廃止を含め、国の支援のあり方を見直すべき。特に、漁村文化の承継として実施されている諸活動については、有効性が認められず、廃止を検討すべき。 ●地方公共団体に更なる負担を求めることを含め、国、地方公共団体等の費用負担のあり方を見直すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ●支援メニューのうち、 ・「地球環境保全」については、事業による成果の評価が困難と考えられる活動項目を廃止 ・「漁村文化の継承」については、「国民の生命・財産の保全」、「地球環境保全」に関連し、その効果を高める教育・学習に資するものに限定するなど、支援内容を絞り込むこととし、平成27年度概算要求額に対して7億円を削減。 ●存続するメニューについては、適切な成果目標を設定した上で、執行状況の公表及び成果の検証を実施するよう見直し。 ●平成28年度以降については、平成27年4月を目途に開催される有識者による検討会の結果を踏まえ、地方負担のあり方等も含め、事業全体についてあらためてゼロベースで見直し。 	水産多面的機能発 揮対策	農水省	一般会計	35	35	28	▲7	▲7	-
石油製品の品 質を確保する ための手法の 在り方	<ul style="list-style-type: none"> ●すべてのSSを対象に一律の頻度で試買を行うのは不適切であり、安全性の配慮のための技術的な措置を講じているSSについては試買の頻度を下げるなど、実態に応じて、適切な試買の頻度やタイミングを見極めるべき。 ●油種についても、揮発油、軽油及び灯油とではリスクが異なり、不適合事案の発生割合も異なることから、試買の頻度にメリハリを付けるべき。 ●事業者が費用を負担する品質分析の対象への軽油及び灯油の追加、不正事案に対するサンクションの強化など規制の強化と試買事業の縮小を同時に進めることなどを検討するとともに、SS以外の石油製品販売業者を含め事業者や事業者団体に対して品質確保のための自主的な取組を促すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ●問題の生じる可能性の低いSSの試買頻度を下げる一方で、過去に不適合が確認されたSSなど、SS、油種の重点化を行うよう改めることで検査件数を縮小。 ●最近のSS及びSS以外の石油製品販売業者の事故事例や、試買による不適合案件の内容、傾向等の精査を開始し、専門家や関連事業者団体と議論の上で必要な対応について検討を行う。また、事業者団体が行っている、義務付けされている荷卸し時の有資格者の立ち会いに関する啓発チラシの配布等の自主的な取組の徹底を業界団体に求める。 	石油製品品質確保 事業	経産省	エネルギー 対策 特別会計	15	15	12	▲4	▲4	-

テーマ	予算面での主な指摘事項	27年度予算への反映等	事業名	府省庁	会計	26年度 当初予算額	27年度 概算要求額 (1)	27年度 当初予算額 (2)	(2)-(1) ③	秋のレビューに 基づく削減額 (試算)	(参考) 26年度 補正予算額	
商店街活性化 施策の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ●事業本来の目的である「全国への波及」を検証できる定量的な指標についても設けるべき。 ●歩行者通行量や売上げ等の指標の計測条件を徹底するとともに、売上げや利益に関する情報等評価に必要な情報提供に応じることを補助の条件とすることを検討すべき。また、事業終了後の効果検証を継続的に実施すべき。 ●事業終了後の効果検証を継続的に実施すべき。また、補助事業を採択するに当たっては、「効果の継続性」についての評点を高めること等により効果の継続性を十分に見極めるとともに、事業終了後の補助対象の商店街の自立促進を促すべき。 ●地方自治体との役割分担については、自治体から財政支出があるなど、事業への地方自治体による強力な関与がある案件、とりわけ、人口減少などの社会情勢の変化を踏まえ、商店街の集約・統合など構造的な課題に取り組む地方自治体の関与がある案件を優先的に採択すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ●全国への事業波及効果が見込まれる分野に支援対象を限定したうえで、新たに他の商店街への事業波及効果を検証するための成果指標を設定。 ●成果指標の計測条件を厳格化するとともに、事業の評価に必要な情報提供に応じることを補助の条件とする。 ●補助事業者に対して、成果指標に係る5年間の目標値の設定及び事業実施後5年間の報告を義務付け。また、補助事業を採択するに当たって、「補助事業の効果の継続性を確保するための取組」の記載を義務付けるとともに、「効果の継続性」を新たな評価項目として設定。 ●地方自治体からの支援計画書において、地方自治体のより具体的な関与方法の記載を義務付け。そのうえで、「地方自治体との役割分担」について、審査のウェイトを引き上げ、地方自治体の関与の強い案件、とりわけ、商店街の集約・統合など構造的な課題に取り組んでいる案件を優先的に採択。 ●こうした見直しを行い、事業をモデル性の高い先進的な事例に絞り込むことにより、予算規模を縮減。 	地域商店街活性化事業	経産省	一般会計	-	-	-	-	-	-	
			商店街まちづくり事業	経産省	一般会計	-	-	-	-	-	-	-
			地域中小商業支援事業	経産省	一般会計	-	-	-	-	-	-	-
			地域商業自立促進事業	経産省	一般会計	39	25	23	▲2	▲2	-	
住宅の確保に 特に配慮を要 する者の居住 の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」については、公開プロセスにおいて廃止判定を受けた先行事業が抱えていた問題点が依然、解消されず、抜本的な見直しが必要。 ●住宅確保要配慮者の入居ニーズについて、依然として把握できていないとは言い難く、対象とする公営住宅落選者の実態や、居住地域による偏在も含め、具体的にどのようなニーズがあるのか明確に把握する必要がある。入居対象者の範囲の設定についても、対象者の実態分析や地域事情等を踏まえ、さらに検討する必要。 ●制度が想定した要配慮者の入居率は低く、さらに、見直し案において入居対象者の限定等補助要件を厳しくしたことにより、前年と同様の予算要求額は、明らかに過大。 	<ul style="list-style-type: none"> ●先行事業において指摘されていたニーズ調査について、26年度中に早急を実施。また、入居希望者の改修ニーズに応じた工事内容となるよう事業スキームを抜本的に見直し。 ●補助要件について、入居対象者を、現に住宅に困窮している高齢者世帯等に限定するとともに、補助対象工事を、バリアフリー工事等に限定することにより、要求額から大幅に削減(▲75億円)。 	民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業	国交省	一般会計	100	-	-	-	-	-	
			住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業	国交省	一般会計	-	100	25	▲75	▲75	-	

テーマ	予算面での主な指摘事項	27年度予算への反映等	事業名	府省庁	会計	26年度 当初予算額	27年度 概算要求額 (1)	27年度 当初予算額 (2)	(2)-(1) ③	秋のレビューに 基づく削減額 (試算)	(参考) 26年度 補正予算額
地球温暖化対策に関するPDCAサイクルの在り方	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策全体の中での事業の位置づけの明確化等を図りながら、各事業が達成すべき定量的なCO2削減目標等を設定すべき。 ●費用対効果の意識をもって、それぞれの事業を進めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各事業については、27年7月を目途に、定量的なCO2削減目標の設定等を行う。 ●27年度予算においては、地球温暖化対策全体の中での年度ごとの定量的なCO2削減目標設定が未整備であることを踏まえ、それぞれの事業(「二国間オフセット・クレジット制度の構築等事業」及び「一足飛び」型発展の実現に向けた資金支援基金／ADB拠出金)については二事業の合計)を前年度以下に抑制。特に、「低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金」については、事業内容のうち費用対効果の低いものについて、事業のとりやめや要件の厳格化を行い、更に執行実績を踏まえ予算額を縮減した。 	低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金	環境省	エネルギー対策特別会計	94	122	73	▲49	▲49	-
			温暖化防止国民運動事業	環境省	エネルギー対策特別会計	10	13	10	▲3	▲3	-
			二国間オフセット・クレジット制度の構築等事業	環境省	エネルギー対策特別会計	33	51	51	▲0.2	▲0.2	-
			「一足飛び」型発展の実現に向けた資金支援基金／ADB拠出金	環境省	エネルギー対策特別会計	60	90	36	▲54	▲54	-

平成26年度補正予算における補助金等によって造成される基金一覧

(単位:億円)

所管	会計	基金名称	設置主体	予算措置額
厚労	一般	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金	社会保険診療報酬支払基金	539
農水	一般	農業構造改革支援基金	地方公共団体	200
農水	一般	森林整備加速化・林業再生基金	地方公共団体	20
農水	一般	漁業経営セーフティネット構築等事業基金	(一社)漁業経営安定化推進協会	100
農水	一般	漁業経営安定対策基金	全国漁業共済組合連合会	49
農水	一般	水産業体質強化総合対策事業基金 (漁業構造改革総合対策事業助成勘定)	(NPO)水産業・漁村活性化推進機構	16
農水	一般	韓国・中国等外国漁船操業対策基金	(一財)日韓・日中協定対策漁業振興財団	26
農水	一般	沖縄漁業基金 (沖縄漁業安定基金勘定)	(公財)沖縄県漁業振興基金	10
経産	一般	廃炉・汚染水対策基金(仮称)	民間団体等(公募により決定)	199
経産	一般	経営安定関連保証等特別基金	(一社)全国信用保証協会連合会	86
経産	エネ特	避難解除準備区域等支援基金	福島県	92
経産	一般	ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業基金	全国中小企業団体中央会	1,020
復興 (環境)	復興	中間貯蔵施設関連(名称未定)	地方公共団体	1,500
復興	復興	福島原子力災害復興交付金基金(仮称)	福島県	1,000

(注)各府省からの聞き取りに基づくため変更がありうる。

平成27年度当初予算における補助金等によって造成される基金一覧

(単位:億円)

所管	会計	基金名称	設置主体	予算措置額
文科	一般	学術研究助成基金	(独)日本学術振興会	942
厚労	一般	地域医療介護総合確保基金	地方公共団体	1,085
厚労	一般	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金	社会保険診療報酬支払基金	572
厚労	一般	後期高齢者医療財政安定化基金	地方公共団体	57
厚労	一般	国民健康保険財政安定化基金(仮称)	地方公共団体	200
復興 (厚労)	復興	地域医療再生基金(地域医療再生臨時特例交付金)	地方公共団体	172
復興 (厚労)	復興	緊急雇用創出事業臨時特例基金	地方公共団体	229
復興 (厚労)	復興	介護基盤緊急整備等臨時特例基金	地方公共団体	22
農水	一般	農業構造改革支援基金	地方公共団体	90
農水	一般	沿岸漁業改善資金	地方公共団体	0
農水	一般	水産業体質強化総合対策事業基金(漁業構造改革総合対策事業助成勘定)	(NPO)水産業・漁村活性化推進機構	2
農水	一般	漁業経営安定対策基金	全国漁業共済組合連合会	231
農水	一般	漁業経営セーフティーネット構築等事業基金	(一社)漁業経営安定化推進協会	38
農水	一般	野菜生産出荷安定資金	(独)農畜産業振興機構	33

所管	会計	基金名称	設置主体	予算措置額
農水	一般	野菜農業振興資金	(独)農畜産業振興機構	0
経産	一般	経営安定関連保証等特別基金	(一社)全国信用保証協会連合会	70
経産	一般	制度改革促進基金	信用保証協会	21
復興 (経産)	復興	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業基金	(一社)地域デザインオフィス	360
環境	一般	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金	(独)環境再生保全機構	7
環境	一般	産業廃棄物適正処理推進基金(補助率3/4、7/10)	(公財)産業廃棄物処理事業振興財団	2
環境	エネ特	地域低炭素化出資事業基金	民間団体等(公募により決定)	46
復興 (環境)	復興	福島県民健康管理基金(環境放射線モニタリング事業・除染対策事業)	福島県	1,668
復興 (環境)	復興	放射性物質汚染廃棄物処理周辺環境整備基金	地方公共団体	50
復興	復興	東日本大震災復興交付金基金	特定地方公共団体	3,173 (注2)
復興	復興	生活拠点形成交付金基金	福島県、避難先市町村又は避難元市町村その他の地方公共団体	1,056 (注2)
復興	復興	帰還環境整備交付金基金(仮称)	福島県、福島県内市町村等	

(注1)各府省からの聞き取りに基づくため変更がありうる。

(注2)基金方式の活用については、自治体の選択によることから、全額が基金に措置されるとは限らない。